

令和2年4月23日

新型コロナウイルス感染拡大による医療体制の破綻を防ぐためにオンライン診療を最大限に活用する施策に賛同し、その後の検証が進むことを期待します

日本IT団体連盟
会長 川邊 健太郎

本年4月7日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（以下「緊急経済対策」とします）の閣議決定により、新型コロナウイルス感染拡大阻止のために「オンライン診療」を一定の範囲で初診からでも選択し得ることが示されました。新型コロナウイルスの感染から、医療従事者を守り、医療提供体制の破綻を防ぐために、医師が医学的に可能であると判断したことを前提に、初診からオンライン診療を用いることを可能とする政策に強く共感します。

私たち日本IT団体連盟（以下「IT連盟」とします）は、国民の健康を守るためにオンライン診療を最大限に活用できるよう、残存する課題解決のために以下の通り協力するとともに、提言を行います。

1. オンライン診療を初診でも選べるようにするための課題解決

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するためには、オンライン診療を解禁するにとどまらず、医療現場への導入・普及をはかっていくことが重要です。他方で、オンライン診療では、対面に比べて得られる情報が少ないことに起因して、見逃しを含む誤診、プライバシー侵害、なりすましの3つのリスクが対面診療に比べて高いと考えられています。そのため、対面診療の代替としてオンライン診療を位置づけるのではなく、両者の利点を適切に組み合わせ、患者の選択肢を増やすとともに、医師の適切な判断に基づいて利用していくことが必要であると考えます。IT連盟としては、オンライン診療におけるリスクを軽減すべく、例えば、①利用開始時の学習負担軽減、②病態や診断の性質に応じた対面との適切な使い分けの推進を周知すること等により、利用における不安を解消し、見逃しを含む誤診やプライバシー侵害のリスクを解消するとともに、③制度の悪用についての対策によりなりすましのリスクを解消するなどの課題の解消に向けた事業者の取組をサポートしていきます。

①利用開始時の学習負担軽減

事業者は、直感的な操作性、マニュアルの充実、サポート体制の充実などにより、医師・患者双方の学習負荷軽減に努めるべきです。オンライン（新型コロナウイルス感染症収束後はオフラインも）での講習会なども検討する必要があります。IT 連盟はこうした事業者の取組をサポートします。

②対面との適切な使い分けの周知を含む利用における不安の解消

オンライン診療では対面と比して得られる情報が少ない場合があります。そのため、医師が、現時点の IT 技術におけるオンライン診療の限界についても十分に認識しておくことが、誤診等のリスク軽減のためには必要です。そこで、事業者としては、病態や診断の性質に応じて、医師が対面による診断が必要であると判断する場合は、速やかに対面による診療に移行し、又は他の医療機関を紹介することが必要であることを十分に周知し、そうした運用を促していきます。また、医師の適切な利用をサポートし、オンライン診療をスムーズに行えるように支える必要があります。

また、オンライン診療を受ける患者がオンライン診療の限界などのリスクを認識し、かつプライバシーが保護されるように、事業者は患者に十分な情報提供を行うとともに、利用をサポートし、オンラインでの適切な受診を支える必要があります。

③制度の悪用についての対策

健康保険が適用され安価に薬を手に入れることのできる処方箋を悪用し、転売して利益を得ようとする患者が出る可能性も指摘されています。一部の事業者では、例えば保険証及びクレジットカードの登録による本人確認方法を実装しており、金融機関における本人確認に比肩し得るものといえます。こうした取組により、なりすましリスクを排除していく必要があります。

2. オンライン診療活用の継続した検討

緊急経済対策及び「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下「事務連絡」とします）等による措置は時限的な対応とされていますが、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（厚生労働省、令和元年7月一部改訂）に記載されている「基本理念」を遵守し、またその実現を図る観点から、国民の期待を踏まえて一般的な制度がどうあるべきか、以下のとおり、今回の措置における利用状況等について検証していく必要があります。

また、事業者の取組としても、技術的な側面から、中長期的な観点でオンライ

ン診療を発展させていく必要があり、IT 連盟はこれをサポートします。

念のため申し上げますと、私たちは、単にオンライン診療の活用が広がればよいと考えているわけではありません。私たち IT 事業者が貢献できるオンライン診療という手段を通じて、地域医療ひいては日本の医療全体の質を向上させていくことが目的であると考えています。

①制度面における議論の加速

今回時限的に認められるオンライン診療の状況を今後継続的に検証していくことが重要であると考えます。例えば、対面診療とオンライン診療の診療報酬の差が、オンライン診療を活用するにあたっての検討課題とされてきましたが、今回の時限措置における特例が十分なものであるかの検証が必要と考えられます。また、事務連絡においては、オンライン診療時の処方箋をファクス等で送付することが前提とされていますが、電子処方箋の活用が十分に進展するかの検証も必要です。

今後、安全性と有効性をきちんと議論しながら、広く国民がオンライン診療を利用できるように、初診からの活用等について、継続的に検討していかなくてはなりません。

②通信技術等のさらなる開発

オンライン診療では得られる情報が少ないというリスクを根本的に改善していくべく、IT 事業者における中長期的な課題として、IoT 技術やセンサー技術等をさらに開発し、取得できる情報が増大するよう努めていくべきです。

3. その他事業者としてとるべき対応

以上の対応の他、事業者は以下の対応を進めるべきであり、IT 連盟ではこれらをサポートしていきます。

①データベース化の充実への貢献

質の高い医療を実現するためには、患者の健康情報が共通フォーマットを用いてデジタル化され、データをもって診断や治療がサポートされることが理想です。例えば、認知症の原因の一つともいわれる薬剤の過剰投与に関して、もし患者が飲んでる薬のすべてを把握し、過剰な薬の処方がないようにデータをもって管理されていれば防ぐことができます。長期間の健康情報がデータベース化されれば、経年的な変化をもとに個々の患者の診断を最適化できますし、多くの個体のデータをもとに、あらたな医療が生まれる可能性があるのではないのでしょうか。オンライン診療及びオンライン服薬指導は、データを活かした

医療を後押しし、その進化に貢献します。

②医療ネットワークの強固化

災害時はもとより、平時においてもオンライン診療及びオンライン服薬指導が可能な体制、制度を整えることによって、地域の医療ネットワークを強固にできます。

また、オンライン診療を地域の医療ネットワークのなかに適切に位置づけることができれば、例えば生活習慣病を放置しているような患者もきちんと治療を受けさせることができるようになります。そうすれば、結果的に全国民が「かかりつけ医」を持つことができるようになるかもしれません。

先の2月28日にIT連盟は、感染拡大防止のために「オンライン診療」「オンライン受診勧奨」の活用促進を求めました。感染が広がり緊急事態宣言が出された今、私たちの思いは変わりません。政府関係機関、医療関係の皆様においては日夜献身的なご努力を続けてくださっているところ、私どもは、技術・サービスの両面で、全面的に協力していきます。

オンライン診療を最大限活用するために、政府においては医療機関とオンライン診療サービス提供事業者を支援いただくことを期待いたします。

以上

<別紙>

本要望にご賛同いただいたオンライン診療サービス提供事業者のみなさま

株式会社オプティム 代表取締役社長 菅谷 俊二

株式会社 MICIN 代表取締役 原 聖吾

東北大学特任教授/株式会社メドレー 代表取締役医師 豊田 剛一郎

以上